

平成 24 年 4 月 2 日

都道府県知事
市長・特別区長 殿

環境省水・大気環境局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による悪臭防止法の一部改正について（通知）

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）の一部改正を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号。以下「第 2 次一括法」という。）が、平成 23 年 8 月 30 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。また、これに伴い、悪臭防止法施行令（昭和 47 年政令第 207 号）の一部改正を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う環境省関係政令の整理に関する政令」（平成 23 年政令第 364 号）が平成 23 年 11 月 28 日に、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）の一部改正を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令」（平成 23 年環境省令第 32 号）が平成 23 年 11 月 30 日に公布され、いずれも平成 24 年 4 月 1 日に施行された。

貴職におかれては、これらの法令等の施行に遺憾なきを期されたい。

また、本通知の趣旨を踏まえ、貴管下町村にも必要に応じて周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正された法令等

- (1) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (2) 悪臭防止法施行令（昭和 47 年政令第 207 号）
- (3) 悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）

第2 改正の内容

悪臭防止法に基く次の事務は、市の長が行うこととされた。なお、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区については、第2次一括法の施行前においても、当該事務を行うこととされている。

- (1) 第3条の規定による規制地域の指定に関する事務
- (2) 第4条の規定による規制基準の設定に関する事務
- (3) 第21条の規定による関係行政機関等の協力の事務

第3 悪臭防止法の施行の際の通達等について

第2次一括法による改正後の悪臭防止法の運用に当たっては、「悪臭防止法の施行について」（昭和47年6月7日付け環大特第31号環境事務次官通達）、「悪臭防止法の施行について」（昭和47年8月31日付け環大特第48号環境庁大気保全局長通達）、「悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成7年9月13日環大企第285号環境事務次官通達）等の技術的な助言の内容を踏まえるものとする。